

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

}

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）が令和 6 年厚生労働省告示第216号をもって改正され、令和 6 年 6 月14日から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 薬価基準の一部改正について
- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬 48 品目及び注射薬 19 品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

(2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	7, 3 2 7	3, 6 2 2	2, 0 6 4	2 6	1 3, 0 3 9

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

- (1) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 26 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 4 号）の記の 5 を次のように改める。

5 ハイゼントラ 20%皮下注 4g/20mL、同 20%皮下注 2g/10mL、同 20%皮下注 1g/5mL、同 20%皮下注 4g/20mL シリンジ、同 20%皮下注 2g/10mL シリンジ及び同 20%皮下注 1g/5mL シリンジの保険適用上の取扱いについて

(1) 本製剤は pH4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下、「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

(2) ハイゼントラ 20%皮下注 4g/20mL シリンジ、同 20%皮下注 2g/10mL シリンジ及び同 20%皮下注 1g/5mL シリンジは注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。

- (2) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 23 年 7 月 19 日付け保医発 0719 第 5 号）の記の 2 の (2) を次のように改める。また、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和 4 年 12 月 8 日付け保医発 1208 第 1 号）の記の 3 の (3) を削除する。

(2) レキサプロ錠 10mg、同錠 20mg 及び後発医薬品のエスシタロプラムシュウ酸塩製剤

本製剤の用法及び用量に関連する注意において、「肝機能障害患者、高齢者、遺伝的に CYP2C19 の活性が欠損していることが判明している患者 (Poor Metabolizer) では、本剤の血中濃度が上昇し、QT 延長等の副作用が発現しやすいおそれがあるため、10mg を上限とすることが望ましい。また、投与に際しては患者の状態を注意深く観察し、慎重に投与すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

- (3) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 18 年 6 月 1 日付け保医発第 0601001 号）の記の 2 の (1) を次のように改める。また、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和元年 12 月 12 日付け保医発 1212 第 6 号）の記の 4 の (3) 及び「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和 2 年 6 月 18 日付け保医発 0618 第 3 号）の記の 3 の (8) を削除する。

(1) ファンガード点滴用 25mg、同点滴用 50mg、同点滴用 75mg 及び後発医薬品のミカファンギンナトリウム製剤

本製剤の重要な基本的注意に「本剤投与開始後において、原因菌がアスペルギルス属又はカンジダ属でないことが明確になった場合、又は本剤投与で効果が認めら

れない場合は、漫然と使用せず、他の薬剤に変更するなど適切な処置を行うこと。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。

3 関係通知等の一部改正について

(1) 「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和6年3月5日付け保医発0305第2号）を以下のとおり改正する。

- ① 別紙1に別添1に掲げる医薬品を、別紙3に別添2に掲げる医薬品を加え、令和6年6月14日から適用すること。

別紙1 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品
※令和6年6月14日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	1149117F1284	トラマドール塩酸塩・アセトアミノフェン	1錠	トアラセット配合錠「KMP」	共創未来ファーマ	12.00
内用薬	1169015F2049	ゾニサミド	25mg1錠	ゾニサミドOD錠25mgTRE「DSEP」	第一三共エスファ	321.30
内用薬	1169015F2057	ゾニサミド	25mg1錠	ゾニサミドOD錠25mgTRE「KO」	寿製薬	321.30
内用薬	1169015F2065	ゾニサミド	25mg1錠	ゾニサミドOD錠25mgTRE「ZE」	全星薬品工業	321.30
内用薬	1169015F2073	ゾニサミド	25mg1錠	ゾニサミドOD錠25mgTRE「アメル」	共和薬品工業	321.30
内用薬	1169015F2081	ゾニサミド	25mg1錠	ゾニサミドOD錠25mgTRE「杏林」	キョーリンリメディオ	321.30
内用薬	1169015F2090	ゾニサミド	25mg1錠	ゾニサミドOD錠25mgTRE「ケミファ」	日本ケミファ	321.30
内用薬	1169015F2103	ゾニサミド	25mg1錠	ゾニサミドOD錠25mgTRE「サワイ」	沢井製薬	321.30
内用薬	1169015F2111	ゾニサミド	25mg1錠	ゾニサミドOD錠25mgTRE「サンド」	サンド	321.30
内用薬	1169015F2120	ゾニサミド	25mg1錠	ゾニサミドOD錠25mgTRE「ダイト」	ダイト	321.30
内用薬	1169015F2138	ゾニサミド	25mg1錠	ゾニサミドOD錠25mgTRE「トーワ」	東和薬品	321.30
内用薬	1169015F2146	ゾニサミド	25mg1錠	ゾニサミドOD錠25mgTRE「日医工」	日医工	321.30
内用薬	1169015F2154	ゾニサミド	25mg1錠	ゾニサミドOD錠25mgTRE「日新」	日新製薬（山形）	321.30
内用薬	1169015F2162	ゾニサミド	25mg1錠	ゾニサミドOD錠25mgTRE「ニプロ」	ニプロ	321.30
内用薬	1169015F2170	ゾニサミド	25mg1錠	ゾニサミドOD錠25mgTRE「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	321.30
内用薬	1169015F3045	ゾニサミド	50mg1錠	ゾニサミドOD錠50mgTRE「DSEP」	第一三共エスファ	482.00
内用薬	1169015F3053	ゾニサミド	50mg1錠	ゾニサミドOD錠50mgTRE「KO」	寿製薬	482.00
内用薬	1169015F3061	ゾニサミド	50mg1錠	ゾニサミドOD錠50mgTRE「ZE」	全星薬品工業	482.00
内用薬	1169015F3070	ゾニサミド	50mg1錠	ゾニサミドOD錠50mgTRE「アメル」	共和薬品工業	482.00
内用薬	1169015F3088	ゾニサミド	50mg1錠	ゾニサミドOD錠50mgTRE「杏林」	キョーリンリメディオ	482.00
内用薬	1169015F3096	ゾニサミド	50mg1錠	ゾニサミドOD錠50mgTRE「ケミファ」	日本ケミファ	482.00
内用薬	1169015F3100	ゾニサミド	50mg1錠	ゾニサミドOD錠50mgTRE「サワイ」	沢井製薬	482.00
内用薬	1169015F3118	ゾニサミド	50mg1錠	ゾニサミドOD錠50mgTRE「サンド」	サンド	482.00
内用薬	1169015F3126	ゾニサミド	50mg1錠	ゾニサミドOD錠50mgTRE「ダイト」	ダイト	482.00
内用薬	1169015F3134	ゾニサミド	50mg1錠	ゾニサミドOD錠50mgTRE「トーワ」	東和薬品	482.00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	1169015F3142	ゾニサミド	5 0 m g 1 錠	ゾニサミドOD錠5 0 m g T R E 「日 医工」	日医工	482.00
内用薬	1169015F3150	ゾニサミド	5 0 m g 1 錠	ゾニサミドOD錠5 0 m g T R E 「日 新」	日新製薬 (山形)	482.00
内用薬	1169015F3169	ゾニサミド	5 0 m g 1 錠	ゾニサミドOD錠5 0 m g T R E 「ニ プロ」	ニプロ	482.00
内用薬	1169015F3177	ゾニサミド	5 0 m g 1 錠	ゾニサミドOD錠5 0 m g T R E 「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	482.00
内用薬	1179051F1223	ミルタザピン	1 5 m g 1 錠	ミルタザピン錠1 5 m g 「KMP」	共創未来ファーマ	28.90
内用薬	1179051F2220	ミルタザピン	3 0 m g 1 錠	ミルタザピン錠3 0 m g 「KMP」	共創未来ファーマ	46.10
内用薬	1179054F1111	エシタロプラムシュウ酸塩	1 0 m g 1 錠	エシタロプラム錠1 0 m g 「T C K」	辰巳化学	49.00
内用薬	1179054F2118	エシタロプラムシュウ酸塩	2 0 m g 1 錠	エシタロプラム錠2 0 m g 「T C K」	辰巳化学	74.80
内用薬	2149048F1090	アジルサルタン	2 0 m g 1 錠	アジルサルタン錠2 0 m g 「T C K」	辰巳化学	32.10
内用薬	2149048F2096	アジルサルタン	4 0 m g 1 錠	アジルサルタン錠4 0 m g 「T C K」	辰巳化学	48.00
内用薬	2149048F3092	アジルサルタン	1 0 m g 1 錠	アジルサルタン錠1 0 m g 「T C K」	辰巳化学	21.40
内用薬	2149118F1208	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸 塩	1 錠	イルアミクス配合錠L D 「ダイト」	ダイト	19.60
内用薬	3929007D1036	酢酸亜鉛水和物	5 % 1 g	酢酸亜鉛顆粒5 % 「サワイ」	沢井製薬	201.10
内用薬	3929007D1044	酢酸亜鉛水和物	5 % 1 g	酢酸亜鉛顆粒5 % 「ノーベル」	ダイト	201.10
内用薬	4490014F1360	エピナスチン塩酸塩	1 0 m g 1 錠	エピナスチン塩酸塩錠1 0 m g 「ダイ ト」	ダイト	14.40
内用薬	4490014F2404	エピナスチン塩酸塩	2 0 m g 1 錠	エピナスチン塩酸塩錠2 0 m g 「ダイ ト」	ダイト	19.30
注射薬	3929409A1031	スガマデクスナトリウム	2 0 0 m g 2 m L 1 瓶	スガマデクス静注液2 0 0 m g 「F」	富士製薬工業	2,897.00
注射薬	3929409A1040	スガマデクスナトリウム	2 0 0 m g 2 m L 1 瓶	スガマデクス静注液2 0 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘ ルスケア	2,897.00
注射薬	3929409A1058	スガマデクスナトリウム	2 0 0 m g 2 m L 1 瓶	スガマデクス静注液2 0 0 m g 「サン ド」	サンド	2,897.00
注射薬	3929409A1066	スガマデクスナトリウム	2 0 0 m g 2 m L 1 瓶	スガマデクス静注液2 0 0 m g 「ニブ ロ」	ニプロ	2,897.00
注射薬	3929409A1074	スガマデクスナトリウム	2 0 0 m g 2 m L 1 瓶	スガマデクス静注液2 0 0 m g 「バク スター」	バクスター・ジャ パン	2,897.00
注射薬	3929409A1082	スガマデクスナトリウム	2 0 0 m g 2 m L 1 瓶	スガマデクス静注液2 0 0 m g 「マル イシ」	丸石製薬	2,897.00
注射薬	3929409A2038	スガマデクスナトリウム	5 0 0 m g 5 m L 1 瓶	スガマデクス静注液5 0 0 m g 「F」	富士製薬工業	6,914.00
注射薬	3929409A2046	スガマデクスナトリウム	5 0 0 m g 5 m L 1 瓶	スガマデクス静注液5 0 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘ ルスケア	6,914.00
注射薬	3929409A2054	スガマデクスナトリウム	5 0 0 m g 5 m L 1 瓶	スガマデクス静注液5 0 0 m g 「サン ド」	サンド	6,914.00
注射薬	3929409A2062	スガマデクスナトリウム	5 0 0 m g 5 m L 1 瓶	スガマデクス静注液5 0 0 m g 「ニブ ロ」	ニプロ	6,914.00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
注射薬	3929409A2070	スガマデクスナトリウム	5 0 0 m g 5 m L 1 瓶	スガマデクス静注液 5 0 0 m g 「バクスター」	バクスター・ジャパン	6,914.00
注射薬	3929409A2089	スガマデクスナトリウム	5 0 0 m g 5 m L 1 瓶	スガマデクス静注液 5 0 0 m g 「マルイシ」	丸石製薬	6,914.00
注射薬	3929409G1026	スガマデクスナトリウム	2 0 0 m g 2 m L 1 筒	スガマデクス静注液 2 0 0 m g シリンジ「F」	富士製薬工業	2,955.00
注射薬	3929409G1034	スガマデクスナトリウム	2 0 0 m g 2 m L 1 筒	スガマデクス静注液 2 0 0 m g シリンジ「ニプロ」	ニプロ	3,023.00
注射薬	3929409G1042	スガマデクスナトリウム	2 0 0 m g 2 m L 1 筒	スガマデクス静注液 2 0 0 m g シリンジ「マルイシ」	丸石製薬	3,003.00
注射薬	3999473G1029	ウステキスマブ（遺伝子組換え）〔ウステキスマブ後続1〕	4 5 m g 0. 5 m L 1 筒	ウステキスマブBS皮下注 4 5 m g シリンジ「F」	富士製薬工業	147,524.00
注射薬	4219405A1050	ベンダムスチン塩酸塩水和物	1 0 0 m g 4 m L 1 瓶	ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液 1 0 0 m g / 4 m L 「イセイ」	コーアイセイ	30,888.00
注射薬	4219405A2048	ベンダムスチン塩酸塩水和物	2 5 m g 1 m L 1 瓶	ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液 2 5 m g / 1 m L 「イセイ」	コーアイセイ	9,653.00
注射薬	6179400D1071	ミカファンギンナトリウム水和物	5 0 m g 1 瓶	ミカファンギンNa点滴静注用 5 0 m g 「トーワ」	東和薬品	1,535.00
注射薬	6179400D2078	ミカファンギンナトリウム水和物	7 5 m g 1 瓶	ミカファンギンNa点滴静注用 7 5 m g 「トーワ」	東和薬品	2,104.00

別紙3 診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」
※令和6年6月14日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
注射薬	3999431G1025	ウステキヌマブ（遺伝子組換え）	4 5 m g 0 . 5 m L 1 筒	ステラーラ皮下注 4 5 m g シリンジ	ヤンセンファーマ	336, 004. 00
注射薬	3929409A1023	スガマデクスナトリウム	2 0 0 m g 2 m L 1 瓶	ブリディオオン静注 2 0 0 m g	M S D	9, 000. 00
注射薬	3929409A2020	スガマデクスナトリウム	5 0 0 m g 5 m L 1 瓶	ブリディオオン静注 5 0 0 m g	M S D	21, 480. 00

(参考1)

薬価基準告示

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
1	内用薬	アジルサルタン錠10mg「TCK」	アジルサルタン	10mg 1錠	21.40
2	内用薬	アジルサルタン錠20mg「TCK」	アジルサルタン	20mg 1錠	32.10
3	内用薬	アジルサルタン錠40mg「TCK」	アジルサルタン	40mg 1錠	48.00
4	内用薬	局 イルアミクス配合錠LD「ダイト」	イルバスサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	19.60
5	内用薬	エスシタロプラム錠10mg「TCK」	エスシタロプラムシュウ酸塩	10mg 1錠	49.00
6	内用薬	エスシタロプラム錠20mg「TCK」	エスシタロプラムシュウ酸塩	20mg 1錠	74.80
7	内用薬	エピナスチン塩酸塩錠10mg「ダイト」	エピナスチン塩酸塩	10mg 1錠	14.40
8	内用薬	エピナスチン塩酸塩錠20mg「ダイト」	エピナスチン塩酸塩	20mg 1錠	19.30
9	内用薬	局 コデインリン酸塩散1%「ホエイ」	コデインリン酸塩水和物	1% 1g	8.50
10	内用薬	局 コデインリン酸塩錠5mg「VTRS」	コデインリン酸塩水和物	5mg 1錠	11.70
11	内用薬	酢酸亜鉛顆粒5%「サワイ」	酢酸亜鉛水和物	5% 1g	201.10
12	内用薬	酢酸亜鉛顆粒5%「ノーベル」	酢酸亜鉛水和物	5% 1g	201.10
13	内用薬	局 ジヒドロコデインリン酸塩散1%「ホエイ」	ジヒドロコデインリン酸塩	1% 1g	11.30
14	内用薬	セファレキシシン錠250mg「日医工」	セファレキシシン	250mg 1錠	31.50
15	内用薬	ゾニサミドOD錠25mgTRE「アメル」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
16	内用薬	ゾニサミドOD錠25mgTRE「杏林」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
17	内用薬	ゾニサミドOD錠25mgTRE「KO」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
18	内用薬	ゾニサミドOD錠25mgTRE「ケミファ」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
19	内用薬	ゾニサミドOD錠25mgTRE「サワイ」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
20	内用薬	ゾニサミドOD錠25mgTRE「サンド」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
21	内用薬	ゾニサミドOD錠25mgTRE「ZE」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
22	内用薬	ゾニサミドOD錠25mgTRE「ダイト」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
23	内用薬	ゾニサミドOD錠25mgTRE「DSEP」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
24	内用薬	ゾニサミドOD錠25mgTRE「トーワ」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
25	内用薬	ゾニサミドOD錠25mgTRE「日医工」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
26	内用薬	ゾニサミドOD錠25mgTRE「日新」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
27	内用薬	ゾニサミドOD錠25mgTRE「ニプロ」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
28	内用薬	ゾニサミドOD錠25mgTRE「フェルゼン」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
29	内用薬	ゾニサミドOD錠50mgTRE「アメル」	ゾニサミド	50mg 1錠	482.00
30	内用薬	ゾニサミドOD錠50mgTRE「杏林」	ゾニサミド	50mg 1錠	482.00
31	内用薬	ゾニサミドOD錠50mgTRE「KO」	ゾニサミド	50mg 1錠	482.00
32	内用薬	ゾニサミドOD錠50mgTRE「ケミファ」	ゾニサミド	50mg 1錠	482.00
33	内用薬	ゾニサミドOD錠50mgTRE「サワイ」	ゾニサミド	50mg 1錠	482.00
34	内用薬	ゾニサミドOD錠50mgTRE「サンド」	ゾニサミド	50mg 1錠	482.00
35	内用薬	ゾニサミドOD錠50mgTRE「ZE」	ゾニサミド	50mg 1錠	482.00
36	内用薬	ゾニサミドOD錠50mgTRE「ダイト」	ゾニサミド	50mg 1錠	482.00
37	内用薬	ゾニサミドOD錠50mgTRE「DSEP」	ゾニサミド	50mg 1錠	482.00

N o		薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
38	内用薬	ゾニサミドOD錠50mgT R E 「トーワ」	ゾニサミド	50mg 1 錠	482. 00
39	内用薬	ゾニサミドOD錠50mgT R E 「日医工」	ゾニサミド	50mg 1 錠	482. 00
40	内用薬	ゾニサミドOD錠50mgT R E 「日新」	ゾニサミド	50mg 1 錠	482. 00
41	内用薬	ゾニサミドOD錠50mgT R E 「ニプロ」	ゾニサミド	50mg 1 錠	482. 00
42	内用薬	ゾニサミドOD錠50mgT R E 「フェルゼン」	ゾニサミド	50mg 1 錠	482. 00
43	内用薬	トアラセツト配合錠「KMP」	トラマドール塩酸塩・アセトアミノフェン	1 錠	12. 00
44	内用薬	局 乳酸カルシウム水和物「ケンエー」 原末	乳酸カルシウム水和物	10 g	38. 40
45	内用薬	マドバー配合錠L50	レボドパ／ベンセラジド塩酸塩	1 錠	12. 40
46	内用薬	マドバー配合錠L100	レボドパ／ベンセラジド塩酸塩	1 錠	18. 50
47	内用薬	ミルタザピン錠15mg「KMP」	ミルタザピン	15mg 1 錠	28. 90
48	内用薬	ミルタザピン錠30mg「KMP」	ミルタザピン	30mg 1 錠	46. 10
49	注射薬	スガマデクス静注液200mg「F」	スガマデクスナトリウム	200mg 2 mL 1 瓶	2, 897
50	注射薬	スガマデクス静注液200mg「サンド」	スガマデクスナトリウム	200mg 2 mL 1 瓶	2, 897
51	注射薬	スガマデクス静注液200mg「ニプロ」	スガマデクスナトリウム	200mg 2 mL 1 瓶	2, 897
52	注射薬	スガマデクス静注液200mg「バクスター」	スガマデクスナトリウム	200mg 2 mL 1 瓶	2, 897
53	注射薬	スガマデクス静注液200mg「V T R S」	スガマデクスナトリウム	200mg 2 mL 1 瓶	2, 897
54	注射薬	スガマデクス静注液200mg「マルイシ」	スガマデクスナトリウム	200mg 2 mL 1 瓶	2, 897
55	注射薬	スガマデクス静注液500mg「F」	スガマデクスナトリウム	500mg 5 mL 1 瓶	6, 914
56	注射薬	スガマデクス静注液500mg「サンド」	スガマデクスナトリウム	500mg 5 mL 1 瓶	6, 914
57	注射薬	スガマデクス静注液500mg「ニプロ」	スガマデクスナトリウム	500mg 5 mL 1 瓶	6, 914
58	注射薬	スガマデクス静注液500mg「バクスター」	スガマデクスナトリウム	500mg 5 mL 1 瓶	6, 914
59	注射薬	スガマデクス静注液500mg「V T R S」	スガマデクスナトリウム	500mg 5 mL 1 瓶	6, 914
60	注射薬	スガマデクス静注液500mg「マルイシ」	スガマデクスナトリウム	500mg 5 mL 1 瓶	6, 914
61	注射薬	ハイゼントラ20%皮下注 1 g／5mLシリンジ	p H 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）	1 g 5 mL 1 筒	10, 373
62	注射薬	ハイゼントラ20%皮下注 2 g／10mLシリンジ	p H 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）	2 g 10mL 1 筒	20, 435
63	注射薬	ハイゼントラ20%皮下注 4 g／20mLシリンジ	p H 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）	4 g 20mL 1 筒	40, 315
64	注射薬	ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液25mg／ 1 mL「イセイ」	ベンダムスチン塩酸塩水和物	25mg 1 mL 1 瓶	9, 653
65	注射薬	ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液100mg／ 4 mL「イセイ」	ベンダムスチン塩酸塩水和物	100mg 4 mL 1 瓶	30, 888

(参考 2 : 新旧対照表)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 26 年 3 月 5 日付け保医発第 0305 第 4 号）の記の 5

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
5 ハイゼントラ 20%皮下注 4g/20mL、同 <u>20%皮下注 2g/10mL、同 20%皮下注 1g/5mL、同 20%皮下注 4g/20mL シリンジ、同 20%皮下注 2g/10mL シリンジ及び同 20%皮下注 1g/5mL シリンジ</u>の保険適用上の取扱いについて <u>(1)本製剤は pH4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下、「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。</u> <u>(2)ハイゼントラ 20%皮下注 4g/20mL シリンジ、同 20%皮下注 2g/10mL シリンジ及び同 20%皮下注 1g/5mL シリンジは注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。</u>	5 ハイゼントラ 20%皮下注 4g/20mL、同 2g/10mL <u>及び</u>同 1g/5mL の保険適用上の取扱いについて 本製剤は pH4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下、「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正等について」（平成 23 年 7 月 19 日保医発第 0719 第 5 号）の記の 2 の（2）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （2） レクサプロ錠 10mg、<u>同錠 20mg 及び後発医薬品のエスシタロプラムシュウ酸塩製剤</u> 本製剤の<u>用法及び用量に関連する注意</u>において、「肝機能障害患者、高齢者、遺伝的に CYP2C19 の活性が欠損していることが判明している患者（Poor Metabolizer）では、本剤の血中濃度が上昇し、QT 延長等の副作用が発現しやすいおそれがあるため、10mg を上限とすることが望ましい。また、投与に際しては患者の状態を注意深く観察し、慎重に投与すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （2） レクサプロ錠 10mg <u>及び同錠 20mg</u> 本製剤の<u>使用上の注意</u>において、「肝機能障害患者、高齢者、遺伝的に CYP2C19 の活性が欠損していることが判明している患者（Poor Metabolizer）では、本剤の血中濃度が上昇し、QT 延長等の副作用が発現しやすいおそれがあるため、10mg を上限とすることが望ましい。また、投与に際しては患者の状態を注意深く観察し、慎重に投与すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正等について」（令和４年１２月８日付け保医発１２０８第１号）の記の３の（３）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
３ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （削る）	３ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （３） エスシタロプラム錠 10mg「サワイ」、同錠 20mg「サワイ」、同 OD 錠 10mg「サワイ」、同 OD 錠 20mg「サワイ」、同 OD 錠 10mg「DSEP」、同 OD 錠 20mg「DSEP」、同錠 10mg「タカタ」、同錠 20mg「タカタ」、同錠 10mg「トーワ」、同錠 20mg「トーワ」、同 OD 錠 10mg「トーワ」、同 OD 錠 20mg「トーワ」、同錠 10mg「日医工」、同錠 20mg「日医工」、同錠 10mg「ニプロ」、同錠 20mg「ニプロ」、同錠 10mg「JG」、同錠 20mg「JG」、同錠 10mg「VTRS」、同錠 20mg「VTRS」、同錠 10mg「明治」及び同錠 20mg「明治」 本製剤の用法及び用量に関連する注意において、「肝機能障害患者、高齢者、遺伝的に CYP2C19 の活性が欠損していることが判明している患者（Poor Metabolizer）では、本剤の血中濃度が上昇し、QT 延長等の副作用が発現しやすいおそれがあるため、10mg を上限とすることが望ましい。また、投与に際しては患者の状態を注意深く観察し、慎重に投与すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 18 年 6 月 1 日付け保医発 0601001 号）の記の 2 の（1）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （1） ファンガード点滴用 25mg、同点滴用 50mg、同点滴用 75mg 及び <u>後発医薬品のミカファンギンナトリウム製剤</u> 本製剤の<u>重要な基本的注意</u>に「本剤投与開始後において、原因菌がアスペルギルス属又はカンジダ属でないことが明確になった場合、又は本剤投与で効果が認められない場合は、漫然と使用せず、他の薬剤に変更するなど適切な処置を行うこと。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （1） ファンガード点滴用 25mg ① 本製剤の<u>使用上の注意</u>に「本剤投与開始後において、原因菌がアスペルギルス属又はカンジダ属でないことが明確になった場合、又は本剤投与で効果が認められない場合は、漫然と使用せず、他の薬剤に変更するなど適切な処置を行うこと。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。 ② <u>既収載のファンガード点滴用 50mg、同 75mg についても、①と同様の取扱いとすること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正等について」（令和元年 12 月 12 日付け保医発 1212 第 6 号）の記の 4 の（3）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (3) ミカフエングイン Na 点滴静注用 50mg「サワイ」及び同点滴静注用 75mg「サワイ」 本製剤の使用上の注意に「本剤投与開始後において、原因菌がアスペルギルス属又はカンジダ属でないことが明確になった場合、又は本剤投与で効果が認められない場合は、漫然と使用せず、他の薬剤に変更するなど適切な処置を行うこと。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正等について」（令和２年６月１８日付け保医発 0618 第３号）の記の３の（８）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
３ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （削る）	３ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （８） ミカファンギンナトリウム点滴静注用 25mg「日医工」、同点滴静注用 50mg「日医工」及び同点滴静注用 75mg「日医工」並びにミカファンギン Na 点滴静注用 50mg「ニプロ」、同点滴静注用 50mg「明治」、同点滴静注用 75mg「ニプロ」及び同点滴静注用 75mg「明治」 本薬剤の使用上の注意に「本剤投与開始後において、原因菌がアスペルギルス属又はカンジダ属でないことが明確になった場合、又は本剤投与で効果が認められない場合は、漫然と使用せず、他の薬剤に変更するなど適切な処置を行うこと。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。